

新旧対照表

令和5年3月17日
au カブコム証券

変更箇所は下線部

・約款・規定集

新	旧	2020年4月以降、 これまでの変更
<p>総合取引約款</p> <p>第28条（届出事項の変更）</p> <p>1. 改名、転居<u>（非居住者となる場合を含む）</u>の変更など申込事項に変更があったときは、お客様は所定の手続きによって遅滞なく当社に届け出ていただきます。</p> <p>（略）</p> <p>3. 第1項または前項の届出があったとき、当社は、<u>本人確認書類</u>をご提出いただくことがあります。</p> <p>第32条（解約）</p> <p>（7）お客様が非居住者となる<u>場合（ただし、当社が認める場合を除く）</u></p> <p>（略）</p>	<p>総合取引約款</p> <p>第28条（届出事項の変更）</p> <p>1. 改名、転居の変更など申込事項に変更があったときは、お客様は所定の手続きによって遅滞なく当社に届け出ていただきます。</p> <p>（略）</p> <p>3. 第1項または前項の<u>届出</u>があったとき、当社は、<u>住民票の写し、戸籍抄本、印鑑証明書その他必要と認められる書類等</u>をご提出いただくことがあります。</p> <p>第32条（解約）</p> <p>（7）お客様が<u>国内非居住者となられた場合</u>。なお、<u>解約を希望されない場合は取引を一時停止させていただきます。</u></p> <p>（略）</p>	<p>2020年4月 （改正民法施行）</p> <p>2022年11月 変更 （非居住者となる場合の取扱いを追加）</p>

<p>(16) 他の約款、規定に別途定めがある場合を除き、「オンライン・トレード取扱規定」、「保護預り約款」申込契約の解約を1つでも申し出られた場合</p> <p>第33条（非居住者となる場合の取扱い）</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. お客様が非居住者となる場合、第32条の規定に従い、口座解約をしていただくことになります。ただし、第28条の規定に従い、お客様が当社が定める期日までに当社にその旨を届け出、当社が承認した場合に限り、口座解約をせずに口座を維持することができます。 2. お客様が非居住者となった場合、当社は、取引等の制限を実施することができます。また、口座を維持できる条件、保有することができる商品、継続することができる契約等は当社が定めるものとします。 3. 保有することができない商品または継続することができない契約等は当社が定める期日までに売却または解約いただきます。 4. 当社が定める期日までにお客様ご自身で売却または解約等の処理を行っていただけない場合や、非居住者となる旨の届出後に保有できない商品がある、また継続できない契約等がある場合は、当社の任意でお客様の計算において売却または解約いたします。お客様が届出なく非居住者となった場合も、同様の取扱いとします。 5. 非居住者となる旨の届出後、特定口座と小額投資非課税口座の残高を一般口座へ振替いたします。なお、当社が定める期日までに所定の届出があり当社が承認した場合、帰国後に特定口座へ振替を行いません。 6. 非居住者となる旨の届出等の必要な書類をご提出いただけない場合、口座の閉鎖を行う場合があります。 	<p>(16) 他の約款、規定に別途定めがある場合を除き、「オンライン・トレード約款」、「保護預り約款」申込契約の解約を1つでも申し出られた場合</p> <p>(追加)</p>	
---	--	--

<p>7. 本条による商品の売却や契約の解約等により損害を受けた場合や、お客様が海外居住により（当社に非居住者となる申し出、手続きをされた場合を含む）租税優遇措置が受けられない場合および租税優遇措置が受けられなかったために課税された場合に、当社は、一切の責任を負いません。</p> <p>8. 諸手続きによって費用が発生した場合は、お客様に実額を負担いただきます。</p> <p>第34条（合意管轄） （略）</p> <p>第35条（本約款の変更） （略）</p>	<p>第33条（合意管轄） （略）</p> <p>第34条（本約款の変更） （略）</p>	
--	---	--

新	旧	2020年4月以降、これまでの変更
<p>オンライン・トレード取扱規定</p> <p>第18条の2（金融商品取引所障害発生時の上場有価証券の対応）</p> <p><u>1. 金融商品取引所（本条に限り東京金融取引所を除く）のシステム障害により、金融商品取引所が注文受付不可・売買停止（以下「受付停止期間」という。）となった場合、システム障害が発生する前に金融商品取引所へ取次した注文に対して、受付停止期間にお客様から入力される当該注文への訂正及び取り消し</u></p>	<p>オンライン・トレード取扱規定</p> <p>（追加）</p>	<p>2021年11月 変更 （金融商品取引所障害発生時の国内株式の対応を追加）</p>

については、金融商品取引所の受付停止期間が明けた後に順次金融商品取引所へ取次いたします。

2. 金融商品取引所のシステム障害により、金融商品取引所へ取次済みの注文が金融商品取引所により取り消しされる場合、取り消しの対象となったすべての注文（Uターン注文/リレー注文の同時にセットされた注文及びSORにて受注した注文を含む）は、当社は失効の扱いとし、改めて金融商品取引所に取次ぐことはいたしません。ただし、期間指定注文は障害発生日の取次を行いませんが、翌営業日以降は改めて取次いたします。

3. 金融商品取引所のシステム障害により、金融商品取引所が受付停止期間となった場合、受付停止期間中に当社が受注した注文は待機状態になり、金融商品取引所の受付停止期間が明けた後に順次金融商品取引所へ取次いたします。受付停止期間中にSORにて当社が受け付けた注文は、SORシステムに発注した後に待機状態になり、金融商品取引所の受付停止期間が明けた後には最良執行方針第2条第2項に定める方法でSOR注文を執行します。

4. 金融商品取引所のシステム障害により、金融商品取引所に取次した注文で金融商品取引所により約定している注文（SORにて受注した注文を含む）に対して金融商品取引所からの約定通知が遅れて配信された場合、金融商品取引所からの約定通知配信内容に基づき約定反映を行うものとします。金融商品取引所から約定通知が遅れて配信されたことにより、当社のシステム上、注文が失効していると表示されている場合がありますが、金融商品取引所の通知に従い、当該約定を反映することにより、失効となっていた注文が約定に修正されます。また、本来金融商

<p><u>品取引所で約定しており、約定通知が遅れたことによって、下記のような注文が発生した場合は当該注文の取消を行います。</u></p> <p><u>(1)約定通知が遅れていることにより残高・建玉表示がされている銘柄に対する注文（品受・品渡を含む）</u></p> <p><u>(2)約定通知が遅れていることによる不正な取引余力に基づく注文</u></p> <p>5. <u>金融商品取引所のシステムに障害が発生した場合、プチ株取引は約定できない場合があります。また、約定できない場合は、当該注文は失効するものとします。</u></p> <p>6. <u>金融商品取引所のシステムに障害が発生し、その後再開した場合は、時価情報は再開後の情報のみが配信される場合があります。</u></p>		
--	--	--

新	旧	2020年4月以降、これまでの変更
<p>オンライン・トレード取扱規定（金融商品仲介）</p> <p>第2条(本サービスの内容)</p> <p>2. <u>お客様は本サービスご利用に際し、電子交付契約（らくらく電子交付）が必要です。</u></p> <p>3. <u>金融商品仲介業務では、提携金融機関により商品、およびサービスが限定されることがあります</u></p> <p>4. <u>お客様は本サービスを利用するに当たり、証券投資情報等を利用することができます。</u></p>	<p>オンライン・トレード取扱規定（金融商品仲介）</p> <p>第2条(本サービスの内容) (追加)</p> <p>2. <u>金融商品仲介業務では、提携金融機関により商品、およびサービスが限定されることがあります。</u></p> <p>3. <u>お客様は本サービスを利用するに当たり、証券投資情報等を利用することができます（情報の内容は別途定めるものとします。）</u></p>	<p>2020年4月 変更 (電子交付契約（らくらく電子交付）が必要となる旨を追加)</p>

<p>第3条（本サービスの利用）</p> <p><u>8. 本サービスのご利用に際し、別途、費用が必要になる事項（手数料・事務手数料・書面発行費用・移管費用・特例対応費用・有料情報サービス等）については、上場有価証券等書面若しくは申込画面を通じ提示いたします。</u></p> <p>第18条の2（金融商品取引所障害発生時の上場有価証券の対応）</p> <p><u>1. 金融商品取引所（本条に限り東京金融取引所を除く）のシステム障害により、金融商品取引所が注文受付不可・売買停止（以下「受付停止期間」という。）となった場合、システム障害が発生する前に金融商品取引所へ取次した注文に対して、受付停止期間にお客様から入力される当該注文への訂正及び取り消しについては、金融商品取引所の受付停止期間が明けた後に順次金融商品取引所へ取次いたします。</u></p> <p><u>2. 金融商品取引所のシステム障害により、金融商品取引所へ取次済みの注文が金融商品取引所により取り消しされる場合、取り消しの対象となったすべての注文（Uターン注文/リレー注文の同時にセットされた注文及びSORにて受注した注文を含む）は、当社は失効の扱いとし、改めて金融商品取引所に取次ぐことはいたしません。ただし、期間指定注文は障害発生日の取次を行いませんが、翌営業日以降は改めて取次いたします。</u></p> <p><u>3. 金融商品取引所のシステム障害により、金融商品取引所が受付停止期間となった場合、受付停止期間中に当社が受注した注文は待機状態になり、金融商品取引所の受付停止期間が明けた後に順次金融商品取引所へ取次いたします。受付停止期間中にSORにて当社が受け付けた注文は、SORシステムに発注した後に待機</u></p>	<p>第3条（本サービスの利用）</p> <p>（追加）</p> <p>（追加）</p>	<p>2021年11月 変更 （金融商品取引所障害発生時の国内株式の対応を追加）</p>
---	---	--

状態になり、金融商品取引所の受付停止期間が明けた後には最良執行方針第2条第2項に定める方法でSOR注文を執行します。

4. 金融商品取引所のシステム障害により、金融商品取引所に取次した注文で金融商品取引所により約定している注文（SORにて受注した注文を含む）に対して金融商品取引所からの約定通知が遅れて配信された場合、金融商品取引所からの約定通知配信内容に基づき約定反映を行うものとします。金融商品取引所から約定通知が遅れて配信されたことにより、当社のシステム上、注文が失効している则表示されている場合がありますが、金融商品取引所の通知に従い、当該約定を反映することにより、失効となっていた注文が約定に修正されます。また、本来金融商品取引所で約定しており、約定通知が遅れたことによって、下記のような注文が発生した場合は当該注文の取消を行います。

（1）約定通知が遅れていることにより残高・建玉表示がされている銘柄に対する注文（品受・品渡を含む）

（2）約定通知が遅れていることによる不正な取引余力に基づく注文

5. 金融商品取引所のシステムに障害が発生した場合、プチ株取引は約定できない場合があります。また、約定できない場合は、当該注文は失効するものとします。

6. 金融商品取引所のシステムに障害が発生し、その後再開した場合は、時価情報は再開後の情報のみが配信される場合があります。

新	旧	2020年4月以降、 これまでの変更
<p>オンライン・トレード法人口座取扱規定</p> <p>第2条(本サービスの内容) <u>2. お客様は本サービスご利用に際し、電子交付契約（らくらく電子交付）が必要です。</u> <u>3. お客様は本サービスを利用するに当たり、証券投資情報等を利用することができます。</u> <u>4. お客様は本サービスを利用するに当たり、前金制口座・後金制口座を選択することができます。</u></p> <p>第3条（本サービスの利用） <u>7. 本サービスのご利用に際し、別途、費用が必要になる事項（手数料・事務手数料・書面発行費用・移管費用・特例対応費用・有料情報サービス等）については、上場有価証券等書面若しくは申込画面を通じ提示いたします。</u></p> <p>第18条の2(金融商品取引所障害発生時の上場有価証券の対応) <u>1. 金融商品取引所（本条に限り東京金融取引所を除く）のシステム障害により、金融商品取引所が注文受付不可・売買停止（以下「受付停止期間」という。）となった場合、システム障害が発生する前に金融商品取引所へ取次した注文に対して、受付停止期間にお客様から入力される当該注文への訂正及び取り消しについては、金融商品取引所の受付停止期間が明けた後に順次金融商品取引所へ取次いたします。</u></p>	<p>オンライン・トレード法人口座取扱規定</p> <p>第2条(本サービスの内容) (追加) <u>2. お客様は本サービスを利用するに当たり、証券投資情報等を利用することができます（情報の内容は別途定めるものとします。）</u> <u>3. お客様は本サービスを利用するに当たり、前金制口座・後金制口座を選択することができます。</u></p> <p>第3条（本サービスの利用） (追加)</p> <p>(追加)</p>	<p>2020年4月 変更 (電子交付契約（らくらく電子交付）が必要となる旨を追加)</p> <p>2021年11月 変更 (金融商品取引所障害発生時の国内株式の対応を追加)</p>

2. 金融商品取引所のシステム障害により、金融商品取引所へ取次
済みの注文が金融商品取引所により取り消しされる場合、取り
消しの対象となったすべての注文（Uターン注文/リレー注文の
同時にセットされた注文及びSORにて受注した注文を含む）
は、当社は失効の扱いとし、改めて金融商品取引所に取次ぐこ
とはいたしません。ただし、期間指定注文は障害発生日の取次
を行いませんが、翌営業日以降は改めて取次いたします。
3. 金融商品取引所のシステム障害により、金融商品取引所が受付
停止期間となった場合、受付停止期間中に当社が受注した注文
は待機状態になり、金融商品取引所の受付停止期間が明けた後
に順次金融商品取引所へ取次いたします。受付停止期間中にSOR
にて当社が受け付けた注文は、SORシステムに発注した後に待機
状態になり、金融商品取引所の受付停止期間が明けた後には最
良執行方針第2条第2項に定める方法でSOR注文を執行しま
す。
4. 金融商品取引所のシステム障害により、金融商品取引所に取次
した注文で金融商品取引所により約定している注文（SORにて受
注した注文を含む）に対して金融商品取引所からの約定通知が
遅れて配信された場合、金融商品取引所からの約定通知配信内
容に基づき約定反映を行うものとします。金融商品取引所から
約定通知が遅れて配信されたことにより、当社のシステム上、
注文が失効している则表示されている場合がありますが、金融
商品取引所の通知に従い、当該約定を反映することにより、失
効となっていた注文が約定に修正されます。また、本来金融商
品取引所で約定しており、約定通知が遅れたことによって、下
記のような注文が発生した場合は当該注文の取消を行います。

(1)約定通知が遅れていることにより残高・建玉表示がされている銘柄に対する注文（品受・品渡を含む）

(2)約定通知が遅れていることによる不正な取引余力に基づく注文

5. 金融商品取引所のシステムに障害が発生した場合、プチ株取引は約定できない場合があります。また、約定できない場合は、当該注文は失効するものとします。

6. 金融商品取引所のシステムに障害が発生し、その後再開した場合は、時価情報は再開後の情報のみが配信される場合があります。

第31条（解約）

総合取引約款第32条各号に該当する場合は、この契約は解約されます。

第31条（解約）

次に掲げるいずれかに該当する場合には、本契約は解約されます。

(1)総合取引約款第32条各号に該当する場合

(2)お客様が、次の各号のいずれかに該当する場合

①差押、仮差押、仮処分、租税滞納処分その他これに準ずる処分を受けたとき

②会社更生手続の開始、民事再生手続開始、破産手続開始、特別清算手続開始若しくはこれらに類する倒産手続開始の申立てを受け又は、お客様自ら、会社更生手続開始、民事再生手続開始、破産手続開始、特別清算手続開始若しくはこれらに類する倒産手続開始の申立てをされたとき

③お客様自ら振出し又は、引受けた手形又は小切手につき、不渡り処分を受ける等、支払停止状態に至ったとき

(3)お客様が本サービスを利用して、マネーロンダリング等、違法行為又は、公序良俗に反する行為を行われた場合

新	旧	2020年4月以降、 これまでの変更
<p>取引報告書等にかかる書面の電磁的方法による交付等取扱規定</p> <p>第6条（確認事項） (削除)</p> <p>(削除)</p> <p>(削除)</p>	<p>取引報告書等にかかる書面の電磁的方法による交付等取扱規定</p> <p>第6条（確認事項） <u>(4) お客様は、当社が本サービスに関し使用する電子計算機に必要とされるOS等に変更等が生じた旨の通知に対する確認を行い、該当するOS等が備わっていない場合は、当社の管理部署に直接連絡し本サービスを解約すること</u> <u>(5) お客様は、本サービスを利用する場合、必ず当該電子報告書の内容を確認すること</u></p> <p>第8条（申込の撤回等） <u>当社は、第7条の規定による申込みの承諾を行ったお客様から本サービスの解約等の申出があったときは、電子報告書の電子交付を提供することまたは提供を受けることはできないものとします。ただし、当該お客様が再び第7条の規定による承諾を行い、第4条の方法による申込みを行った場合は、この限りではありません。</u></p> <p>第9条（解約） <u>当社は、次に掲げるいずれかに該当する場合には、本サービスを解約するものとします。</u> <u>(1) お客様が、当社所定の届出方法により、本サービスの解約を申し出し、それを当社が確認した場合</u> <u>(2) お客様が、本サービスの利用に限らず、当社へのお届け事項等について虚偽の届出を行ったことが判明した場合</u> <u>(3) お客様が、関係法令・諸規則および当社所定の規定等のいずれか</u></p>	<p>2020年6月 変更 (電子交付サービス解約に関する記載を削除)</p>

<p>第8条（免責事項） （略）</p> <p>第9条（規定の変更） （略）</p> <p>第10条（合意管轄） （略）</p>	<p><u>の事項に違反した場合</u> <u>(4) 当社の判断により、当社の全てのお客様に対し、本サービスの提供を終了した場合</u></p> <p>第10条（免責事項） （略）</p> <p>第11条（規定の変更） （略）</p> <p>第12条（合意管轄） （略）</p>	
--	--	--

新	旧	2020年4月以降、 これまでの変更
<p>目論見書等の種類にかかる書面の電磁的方法による交付等取扱規定</p> <p>第6条（確認事項） (削除)</p> <p>(削除)</p> <p>(削除)</p>	<p>目論見書等の種類にかかる書面の電磁的方法による交付等取扱規定</p> <p>第6条（確認事項） <u>(4) お客様は、当社が本サービスに関し使用する電子計算機に必要とされるOS等に変更等が生じた旨の通知に対する確認を行い、該当するOS等が備わっていない場合は、当社の管理部署に直接連絡し本サービスを解約すること</u> <u>(5) お客様は、本サービスを利用する場合、必ず当該目論見書等の内容を熟読し、記載条項を確認し理解すること</u></p> <p>第8条（申込の撤回等） <u>当社は、第7条の規定による申込みの承諾を行ったお客様から本サービスの解約等の申出があったときは、らくらく電子交付を提供することまたは提供を受けることはできないものとします。ただし、当該お客様が再び第7条の規定による承諾を行い、第4条の方法による申込みを行った場合は、この限りではありません。</u></p> <p>第9条（解約） <u>当社は、次に掲げるいずれかに該当する場合には、本サービスを解約するものとします。</u> <u>(1) お客様が、当社所定の届出方法により、本サービスの解約を申し出し、それを当社が確認した場合</u> <u>(2) お客様が、本サービスの利用に限らず、当社へのお届け事項等について虚偽の届出を行ったことが判明した場合</u></p>	<p>2020年6月 変更 (電子交付サービス解約に関する記載を削除)</p>

<p>第8条（免責事項） （略）</p> <p>第9条（規定の変更） （略）</p> <p>第10条（合意管轄） （略）</p>	<p>(3) お客様が、関係法令・諸規則および当社所定の規定等のいずれかの事項に違反した場合</p> <p>(4) 当社の判断により、当社の全てのお客様に対し、本サービスの提供を終了した場合</p> <p>第10条（免責事項） （略）</p> <p>第11条（規定の変更） （略）</p> <p>第12条（合意管轄） （略）</p>	
--	--	--

・各商品規定

新	旧	2020年4月以降、これまでの変更
<p>投資信託定期積立取引取扱規定</p> <p>第8条（買付に関する留意事項）</p> <p>(1) 投資信託の買付に係る金銭を自動引落にて払込む場合には、当該金銭は指定投資信託の買付に係る金銭として拘束され、その他の金融商品の買付に係る資金に充当できないものとします。</p> <p>(2) 第7条の条件を満たし発注済となった「プレミアム積立」（投信）</p>	<p>投資信託定期積立取引取扱規定</p> <p>第8条（買付に関する留意事項）</p> <p>(1) 投資信託の買付に係る金銭を自動引落にて払込む場合には、当該金銭は指定投資信託の買付に係る金銭として拘束され、その他の金融商品の買付に係る資金に充当できないものとします。</p> <p>第7条の条件を満たし発注済となった「プレミアム積立」（投信）</p>	<p>2022年6月 変更 （同一日に100ファン ド超の申込み不可とする旨を追加）</p>

<p>の注文を、個別にお取消いただくことは出来ません。「プレミアム積立」(投信)の注文のお取消は、第11条に定める方法により申し込み内容の中止措置をいただく必要があります。</p> <p><u>(3) 同一日に100ファンドを超えるお申込みはできません</u></p>	<p>の注文を、個別にお取消いただくことは出来ません。「プレミアム積立」(投信)の注文のお取消は、第11条に定める方法により申し込み内容の中止措置をいただく必要があります。</p> <p>(追加)</p>	
--	--	--